

Fight!
Fukushima!

がんばろう
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り

4月1日発行
Vol.446

さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

交流ルームひばり通信

引っ越しました!!

交流ルームひばりは、これまでの場所から、通路を挟んだ向かいの部屋に移動しました。

それとあわせて、4月1日から開設時間を変更しましたので、お越しの際はご注意ください。
(開設時間は裏表紙をご覧ください)

総合福祉センター



目次

●被災自治体News

南相馬市 -----	2
浪江町 -----	11
双葉町 -----	13

●新潟県

・県外避難者の受入状況-----	12
------------------	----

●東京電力ホールディングス

・個人さまに対する請求書類 「一時立入、検査受診等にもなう 移動費用の賠償」の発送について -----	10
--	----

●交流ルームひばり通信

・4月の「ひばり」-----	14
----------------	----



ふくしまから
はじめよう。

Future From Fukushima.



南相馬市からのお知らせ

令和2年度南相馬市育英資金奨学生候補者を募集します

(育英資金貸付制度)

4月1日HP更新

令和2年4月に大学・短大または高等専門学校、専修学校および高等学校（以下、大学等）に進学する方および在学中の方を対象に「南相馬市育英資金奨学生」候補者を募集します。

▶ 令和2年度南相馬市育英資金 募集要項

https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/40/20200324_6o601.pdf



貸し付けを受ける方の資格

- 大学等に入学するまで、または入学の目的をもって住所を移転するまで、市内に引き続き1年以上住所を有していた方
- 経済的理由により修学が困難と認められる方
- 大学等に在学し、品行が正しく、学術に優れている方
- 国、県または他の団体から同種類の修学資金の貸し付けまたは給付を受けていない方
- 南相馬市の看護師等修学資金または保育士等修学資金の貸し付けを受けていない方

貸付額

大学（医師および獣医師）	月額 60,000円
大学・短大	月額 48,000円
高等専門学校または専修学校	月額 35,000円
高等学校	月額 18,000円

貸付期間

在学する大学等の正規の修学期間

貸付金の返還（無利子）

返還開始時期	卒業の年の10月から
返還期間	貸付期間の3倍の期間で返還 (ただし、最長15年間で返還)

次ページへ続きます

返還の一部免除

育英資金の貸し付け完了後、以下の全ての要件を満たすことで、返還の一部が免除されます。

- 平成31年4月1日以降に育英資金の返還を開始する
- 大学等を卒業した日の翌月の初日から育英資金の返還が完了する日までの間に、育英資金の貸し付けを受けた期間と同期間継続して南相馬市内に住所を有している
- 南相馬市内に住所を有している間、就業している
- 育英資金の返還を滞納していない
- 市税の滞納がない
- 南相馬市修学資金の給付を受けていない



- ▶南相馬市育英資金の返還一部免除制度について

https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/40/20200324_x7wx4.pdf

募集期間

予算の範囲内で、随時、受け付けています。

申請に必要な書類

- 育英資金貸付願書
- 学校の長の発行する修学生推薦調書
- 申請者の属する世帯に関わる所得証明書
- 世帯全員の住民票（写し）

- ▶育英資金貸付願書（様式・記載例）

https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/40/20200324_l0b89.pdf



- ▶学校の長の発行する修学生推薦調書

https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/40/20200324_j4b23.pdf



問い合わせ

教育委員会 教育総務課 総務係

TEL 0244-24-5282

令和2年度南相馬市修学資金給付制度修学生を再募集します

(修学資金給付制度)

4月1日HP更新

市では、修学の機会拡大と学ぶ意欲の向上のため、令和2年4月に大学へ進学する方および現在大学に在学中の方を対象に「修学生」を募集します。

令和2年度南相馬市修学給付事業 募集要項

▶ https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/40/20200324_7h115.pdf



給付を受ける方の資格

- 大学に入学するまで、または入学の目的をもって住所を移転するまで、市内に引き続き1年以上住所を有していた方
- 経済的理由により修学が困難と認められる方
- 品行方正で、学習意欲が高く、学業成績が優秀である方
- 世帯に市税等の滞納がない方（分割納付誓約をしている方を除く）
- 国、県または他の団体から同種類の修学資金の貸し付けまたは給付を受けていない方
- 南相馬市の看護師等修学資金または保育士等修学資金の貸し付けを受けていない方

給付額

月額 40,000円

給付期間

在学する学校の正規の修学期間

募集期間

4月6日（月）～5月15日（金）

申請に必要な書類

- 修学資金支給願書
- 修学資金受給者推薦調書
- 高等学校長が発行する成績証明書
- 申請者の属する世帯に関わる所得証明書
- 保護者の直近年度の市税の納税証明書
- 世帯全員の住民票（写し）

次ページへ続きます 

▶ 修学資金支給願書（様式・記載例）

https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/40/20200324_asdw2.pdf



▶ 修学資金受給者推薦調書

https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/40/20200324_j4b23.pdf



問い合わせ

教育委員会 教育総務課 総務係

TEL 0244-24-5282

市営住宅入居者募集（4月分）

4月1日HP更新

市営住宅の入居者を募集します。

入居資格や申し込み方法などについて、右QRコードから市公式ウェブサイトを確認の上、お申し込みください。

申込者が重複した場合は、抽選会を開催し入居者を決定します。



入居日

5月1日（金）

公募期限

4月14日（火） ※申し込み受け付けは、土・日曜日、祝日を除く。

次ページへ続きます 

入居者を公募する市営住宅

● 一般世帯の住宅

No.	区	住宅名	部屋番号	階数	間取り	築年数	家賃月額(円)	駐車場
1	小高	万ヶ畑団地	27-2号室	1・2階	3DK	10年	17,200~33,700	なし
2	原町	三島町団地	1号棟301号室	3階	3K	32年	16,600~32,600	1,000円/月
3	原町	北長野団地	1号棟308号室	3階	3DK	26年	18,200~35,700	1,000円/月
4	原町	国見町団地	2号棟408号室	4階	3K	36年	14,800~29,100	1,000円/月
5	原町	北長野団地	4号棟205号室	2階	3DK	24年	18,800~36,900	1,000円/月

【市営住宅の入居基準】

- ・住宅に困っていることが明らかな方
- ・市町村税を滞納していない方（入居世帯の中で、課税されているすべての方）
- ・同居する親族がいる方（60歳以上の方など、単身入居可能な場合もあります。）
- ・暴力団員でないこと
- ・世帯の収入が基準を超えないこと

● 中堅所得者向け住宅

No.	区	住宅名	部屋番号	階数	間取り	築年数	家賃月額(円)	駐車場
1	小高	紅梅団地	B-2-1号室	1・2階	3DK	18年	33,100~44,800	1,000円/月

【中堅所得者向け住宅の入居基準】

- ・市町村税を滞納していない方（入居世帯の中で、課税されているすべての方）
- ・同居する親族がいる方
- ・暴力団員でないこと
- ・世帯の収入が基準の範囲内(原則階層は158,001円から259,000円)であること

★ 間取り、駐車場料金、浴槽・風呂釜の有無など、詳細は、市営住宅公募要項をご覧ください。

● 令和2年4月市営住宅公募要項 (Excel)

https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/27/20200323_60uv7.xls



問い合わせ

建設部 建築住宅課 市営住宅係

TEL 0244-24-5253

災害公営住宅入居者募集（4月分）

4月1日HP更新

市では、令和元年10月1日から東日本大震災で家屋が半壊以上の判定を受けた方、原子力災害により避難指示を受けて家屋を解体された方を対象として災害公営住宅入居者を募集してきましたが、令和2年4月1日公募分から市営住宅申込時と同じ条件で申込資格を拡大します。

令和元年10月1日からの申込資格

- ① 東日本大震災により居住していた住宅が全壊・全流出の世帯
- ② 東日本大震災により居住していた住宅が半壊・大規模半壊で解体した、または解体することが確実である世帯
- ③ 原子力災害により避難指示を受けた世帯で、家屋を解体した、または解体することが確実である世帯
- ④ 市外で東日本大震災により居住していた住宅が半壊・大規模半壊以て解体した、または解体することが確実である世帯
- ⑤ 市外で東日本大震災により居住していた住宅が全壊・全流出の世帯
- ⑥ 現在でも原子力災害により避難指示を受けている世帯（居住制限者）
- ⑦ 原子力災害による避難指示が解除された区域で現に住宅に困窮している世帯

注意 4月1日以降も平成23年3月11日時点で申込資格がある世帯であれば市外の方でも申し込みできます。

注意 すでに復興公営住宅や災害公営住宅に入居している方（入居決定している人を含む）や避難指示区域外に自己所有の住居を所有している方は申し込みができません。

以下に該当する場合は、申し込みができません。

- (ア) 市税および過去に公営住宅に入居されていた場合の家賃に滞納がある方
- (イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当する世帯

令和2年4月1日からの拡大する申込資格

- 基準の収入以下であること
- 現に住宅に困窮していることが明らかなこと
- 税金の滞納がないこと
- 現に同居しまたは同居しようとする親族がいる
（単身入居できる場合がありますが、条件があります。）

注意 すでに公営住宅に入居している方（入居決定している人を含む）や自己所有の住居を所有している方は申し込みができません。

次ページへ続きます 

注意 申込多数の場合は抽選となりますが、災害公営住宅は「り災」した方を優先します。

注意 4月1日からの拡大された申込資格で災害公営住宅に入居した場合は、東日本大震災特別家賃低減事業の減額対象にはなりません。

募集住宅

《鹿島区》

No.	住宅名	部屋番号	階数	間取り	築年数	家賃月額(円)	駐車場
1	西町団地	4号棟202号室	2・3階	4DK	7年	23,300~61,700	あり
2	西川原団地	28号室	1・2階	3DK	7年	21,900~58,000	あり
3	西川原第二団地	3号棟102号室	1階	2DK	5年	15,300~40,700	1,000円/月
4	西川原第二団地	3号棟203号室	2階	3DK	5年	18,400~48,700	1,000円/月

《原町区》

No.	住宅名	部屋番号	階数	間取り	築年数	家賃月額(円)	駐車場
5	栄町団地	1号棟103号室	1階	2DK	5年	18,900~50,200	1,000円/月
6	大町西団地	103号室	1階	2DK	6年	18,100~48,000	1,000円/月
7	大町西団地	504号室	5階	3DK	6年	21,700~57,500	1,000円/月
8	大町東団地	103号室	1階	2DK	7年	17,900~47,400	1,000円/月
9	大町南団地	502号室	5階	3DK	5年	22,000~58,300	1,000円/月
10	萱浜団地	8号室	1階	2DK	5年	17,400~46,200	1,000円/月

※ り災された方に限って、家賃は東日本大震災特別家賃低減事業により減額される場合があります。

入居日

5月1日（金）

申込期限

4月14日(火) ※郵送の場合は当日必着

申し込み方法

- 市建築住宅課へ、「災害公営住宅入居申込書」を提出してください。
- 申込書は、市建築住宅課で配布しています。また、市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。

添付書類

- 住民票（世帯全員が記載されているもの）
- 所得証明書（入居希望者全員分）
- 納税証明書（入居希望者全員分）※完納証明書でも可

次ページへ続きます 

● その他下記の書類

- ・ 申し込み資格①②④⑤の方

全壊の方はり災証明書の写し、半壊以上の方はり災証明書の写し、家屋の解体証明書または解体申出書の写し

- ・ 申し込み資格⑥の方

住民票謄本、被災証明書の写し

- ・ 申し込み資格③と⑦の方

住民票謄本、被災証明書の写し、避難指示解除区域にある住宅の損壊状況が確認できる書類

申し込み窓口

南相馬市役所 建築住宅課 午前8時30分～午後5時15分（土・日、祝日を除く）

募集要項、入居申込書

● 南相馬市災害公営住宅 入居者募集要項 (Word)

https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/27/20200323_l53qh.docx



● 南相馬市災害公営住宅 入居申込書 (Word)

https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/27/20200323_jw1g3.docx



● 南相馬市災害公営住宅 入居申込理由書 (Word)

https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/27/20200323_72u96.docx

**【郵送先・問い合わせ先】**

〒975-8686 南相馬市原町区本町二丁目27番地

南相馬市役所 建築住宅課 市営住宅係 **TEL 0244-24-5253**



みなみそうまチャンネル

南相馬市



電話でのお問合せ

TEL:0244-26-5663

(平日のみ 午前9時～午後5時)

今週の番組 60分 ※パソコン視聴

番組内容 [3/27～4/3]

1. オープニング&今週の番組
2. 令和二年三月十一日 東日本大震災追悼式
3. 令和元年度 高校生による小高区での実践事業 市長への公開プレゼンテーション
4. 波乗り体操
5. リクエストアワーのお知らせ



みゆーちゃん

TEPCO

東京電力ホールディングス
福島復興本社

個人さまに対する請求書類 「一時立入、検査受診等にもなう 移動費用の賠償」の発送について

「一時立入、検査受診等にもなう移動費用の賠償」につきまして、以下のとおりご請求の受付を開始させていただきますので、お知らせいたします。請求書類をご希望される方は、大変お手数ですが、末尾に記載の「福島原子力補償相談室（コールセンター）」までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

- ・ご請求対象期間：2020年1月1日から2020年3月31日まで（原則3カ月単位）
- ・ご請求受付開始：2020年4月1日

なお、やむを得ない理由により、上記以外にも損害の継続を余儀なくされている方につきましては、別途、ご事情をお伺いさせていただきますので、「福島原子力補償相談室（コールセンター）」までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

問い合わせ

＜原子力事故による損害に対する賠償に関する問い合わせ先＞

福島原子力補償相談室（コールセンター）

☎ 0120-926-404

午前9時～午後7時（月～金（除く休祝日））

午前9時～午後5時（土・日・休祝日）



浪江町からのお知らせ

引っ越しにかかった費用を補助します！

(浪江町ふるさと住宅移転補助金)

4月1日HP更新

町外の避難先から町内の自宅などに帰還した世帯の引っ越しにかかった費用の一部を補助します。

対象世帯

次の要件を全て満たす世帯が対象です。

- (1) 現在浪江町民で、かつ、平成23年3月11日時点で浪江町民であった世帯
- (2) 町外の避難先から町内の自宅等 **(注1)** への移転が完了した世帯
- (3) 避難住民届で避難の終了（移転の完了）を届出た世帯
- (4) 令和3年3月31日までに移転が完了した世帯

(注1) 自宅等：避難前住居、浪江町内に新たに建築・購入・賃借する住宅（災害公営住宅、その他公営住宅等を含む。）

仮設・借上げ住宅にお住まいだった方

応急仮設住宅の供与は令和2年3月31日で終了しましたが、仮設住宅等使用終了届が未提出の方は、提出してから申請してください。

復興公営住宅にお住まいの方

復興公営住宅の退去検査が完了してから申請してください。

事業の実施期間

4月1日～令和3年3月31日

※ 補助金申請総額が予算額に達した場合は、期間内であっても受け付けを終了します。

補助額

	複数人世帯	単身世帯
県外からの移転	15万円	10万円
県内からの移転	10万円	8万円

申請方法

必要書類を申請受付窓口に提出してください。

- ※ 申請は、1世帯(自宅等へ転入する直前に入居していた避難先住宅等1戸)当たり1回に限ります。
- ※ 申請書は、窓口または郵送で受け取るか、町ホームページからダウンロードしてください。

次ページへ続きます 

●必要書類

- (1) 自宅等移転完了報告書兼補助金交付申請書
- (2) 申請者名義の預金通帳の写し
(氏名のカナ表記、金融機関・支店名、口座番号が分かる部分の写し)

申請受付窓口

- 二本松事務所（生活支援課住宅支援係）
- 役場本庁舎（住宅水道課住宅係）
- 各出張所（福島・いわき・南相馬）

申請期限

令和3年3月末日まで ※必着

【問い合わせ先】

浪江町役場二本松事務所 生活支援課 避難生活支援係
〒964-0984 二本松市北トロミ573番地

TEL 0243-62-0305

受付時間：午前8時30分～午後5時15分 ※土・日、休日、祝日を除く



県外避難者の受入状況

■市町村把握分

市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数
新潟市	965	燕市	63	聖籠町	-
長岡市	211	糸魚川市	3	弥彦村	7
三条市	73	妙高市	5	田上町	-
柏崎市	553	五泉市	22	阿賀町	-
新発田市	149	上越市	42	出雲崎町	1
小千谷市	17	阿賀野市	31	湯沢町	7
加茂市	9	佐渡市	26	津南町	-
十日町市	15	魚沼市	6	刈羽村	36
見附市	16	南魚沼市	11	関川村	-
村上市	65	胎内市	43	粟島浦村	-
				合計	2,376

(1/31 2,378)

2月29日現在

区分	人数
1 公営住宅・雇用促進住宅等	17
2 借上げ仮設住宅	123
3 賃貸住宅・持家・親戚知人宅等	2,236
1+2+3 (市町村把握分)	2,376
4 病院	0
5 社会福祉施設	9
合計	2,385

(1/31 2,388)

問い合わせ

震災復興支援課 広域支援対策係

TEL 025-282-1732



双葉町からのお知らせ

特定復興再生拠点区域および避難指示解除区域内の家屋への 個別巡回の実施について

3月30日HP更新

令和2年3月4日以降、特定復興再生拠点区域および避難指示解除区域においては、立入通行証の取得をすることなく立入りすることができるため、不審者等に対する防犯対策として、次のとおり個別巡回を実施いたしますので、住民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

対象区域

特定復興再生拠点区域、避難指示解除区域

期間

4月1日 ～ 令和3年3月31日

巡回方法

解体していない家屋がある敷地内へ町が委託する下記業者（2人体制）が立入り、個別巡回を実施します。

なお、門扉やチェーンなどで敷地内に立入ることができない場合は、個別巡回は実施しません。

実施業者

ALSOK福島株式会社

問い合わせ

住民生活課

TEL 0246-84-5206

帰町準備係 電話番号の変更について

4月1日HP更新

4月1日から、住民生活課 帰町準備室の連絡先電話番号が変わります。

〇3月31日まで 0246-88-8107



〇4月1日から **0246-84-5206**

4月の『ひばり』

日	月	火	水	木	金	土
4月1日から、開設する曜日・時間が変わりました。				2	3	4
・日曜日 午前10時～午後3時 ・水曜日 午前10時～午後1時				ひばり休み 浜通り配布	ひばり休み	ひばり休み
5	6	7	8	9	10	11
午前10時 ～午後3時	ひばり休み	ひばり休み	午前10時 ～午後1時	ひばり休み 浜通り配布	ひばり休み	ひばり休み
12	13	14	15	16	17	18
午前10時 ～午後3時	ひばり休み	ひばり休み	午前10時 ～午後1時	ひばり休み 浜通り配布	ひばり休み	ひばり休み

問い合わせ

交流ルーム ひばり

(総合福祉センター内)

運営：さんじょう∞ふくしま「結」の会

TEL 0256-33-8650

E-mail hibari_sanjo_nyh@yahoo.co.jp

[開設時間] 日 午前10時～午後3時
水 午前10時～午後1時

※さんじょう∞ふくしま「結」の会

避難者と三条市のボランティアの有志で組織している団体で、「交流ルームひばり」の運営を無償で行っています。「交流ルームひばり」へお気軽にお立ち寄りください。

避難先住所等の届け出について

東日本大震災に伴い避難されている方で、次のような場合は、全国避難者情報システム（避難者名簿）に登録されている内容を変更する必要がありますので、ご連絡ください。

- ・転居したので住所が変わった（変わる予定である）
- ・家族構成が変わった（子が進学などで転出、帰還した家族がいるなど）
- ・避難生活が終了した（避難の意思を有しなくなった）

連絡先

三条市役所 福祉課 福祉・公営住宅係

TEL 0256-34-5405

三条市に避難している世帯数と人数(2020.4.1現在)

市町村名	世帯数	人数
小高区	17	43
原町区	4	7
南相馬市 計	21	50
浪江町	3	11
双葉町	1	3
郡山市	4	9
合計	29	73

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号
Tel 0256-34-5511